

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	重度障がい者医療費の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、重度障がい者医療費の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和7年8月20日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障がい者医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>太宰府市は、太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第402号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第32号。以下「番号利用条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・重度障がい者医療費の受給資格の認定に関する事務・重度障がい者医療証の交付に関する事務・重度障がい者医療費受給資格者の住所、氏名及び医療保険等の変更の届出に関する事務・重度障がい者医療費の不正利得の返還に関する事務
③システムの名称	1. 医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度障害者医療受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項別表135の項、第9条第2項 2. 番号利用条例 第4条第1項及び別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし (情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第9号 ・番号利用条例 第4条第2項及び別表第2の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民生活部 国保年金課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<h2>8. 人手を介在させる作業</h2>		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である
判断の根拠	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 特定個人情報の入手は自序システムにより行うこととし、対象者の同意した場合に必要な情報のみの提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 国保年金課 ②国保年金課長 高原 清	①市民生活部 国保年金課 ②国保年金課長	事後	①組織改編による変更 ②新様式に対応
令和1年6月28日	I 8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市觀世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民福祉部 国保年金課 電話:092-921-2121 フax:092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市觀世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民生活部 国保年金課 電話:092-921-2121 フax:092-921-1601	事後	組織改編による変更
令和1年6月28日	II 1. および2. いつ時点の計数か	平成28年4月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		様式変更による追加		
令和2年10月20日	I 3. 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第2項 2. 番号利用条例 第4条第1項及び別表第1の項 3. 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第46号)第4条	1. 番号法 第9条第2項 2. 番号利用条例 第4条第1項及び別表第1の3の項	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	I 4. ②法令上の根拠	(略) (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 ・番号利用条例 第4条第2項及び別表第2の3の項	(略) (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・番号利用条例 第4条第2項及び別表第2の3の項	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	II 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13日時点	事後	5年に一度の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	評価書名	重度障害者医療費の支給に関する事務	重度障がい者医療費の支給に関する事務	事後	条例改正による変更
令和3年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	太宰府市は、重度障害者医療費の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	太宰府市は、重度障がい者医療費の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	条例改正による変更
令和3年4月1日	I 1. ①事務の名称	重度障害者医療費の支給に関する事務	重度障がい者医療費の支給に関する事務	事後	条例改正による変更
令和3年4月1日	I 1. ②事務の概要	<p>太宰府市は、太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第402号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第32号。以下「番号利用条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者医療費の受給資格の認定に関する事務 ・重度障害者医療証の交付に関する事務 ・重度障害者医療費受給資格者の住所、氏名及び医療保険等の変更の届出に関する事務 ・重度障害者医療費の不正利得の返還に関する事務 	<p>太宰府市は、太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第402号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第32号。以下「番号利用条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者医療費の受給資格の認定に関する事務 ・重度障がい者医療証の交付に関する事務 ・重度障がい者医療費受給資格者の住所、氏名及び医療保険等の変更の届出に関する事務 ・重度障がい者医療費の不正利得の返還に関する事務 	事後	条例改正による変更
令和4年2月22日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法改正による項番の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 3. 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第2項 2. 番号利用条例 第4条第1項及び別表第1の3の項	1. 番号法 第9条第2項 2. 番号利用条例 第4条第1項及び別表第1の3の項 3. 番号法別表第一 101の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による
令和4年12月28日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第9号 ・番号利用条例 第4条第2項及び別表第2の3の項	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第9号 ・番号利用条例 第4条第2項及び別表第2の3の項 ・番号法別表第二 121の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による
令和6年12月1日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第9号 ・番号利用条例 第4条第2項及び別表第2 1の項 ・番号法別表第二 121の項	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第9号 ・番号利用条例 第4条第2項及び別表第2 1の項 ・番号法別表第二 121の項	事前	番号利用条例 別表第2 1の項の照会項目の追加(医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報)による
令和7年2月1日	IV リスク対策		様式変更による追加		新様式に対応
令和7年2月1日	I 3. 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第2項 2. 番号利用条例 第4条第1項及び別表第1の3の項 3. 番号法別表第一 101の項	1. 番号法 第9条第1項別表135の項、第9条第2項 2. 番号利用条例 第4条第1項及び別表第1の3の項	事前	番号法改正による項番の整理
令和7年2月1日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第9号 ・番号利用条例 第4条第2項及び別表第2の3の項 ・番号法別表第二 121の項	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第9号 ・番号利用条例 第4条第2項及び別表第2の3の項	事前	番号法改正による修正
令和7年8月20日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和2年9月13日時点	令和7年8月20日時点	事後	5年に一度の見直しによる